

## 令和4年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年4月26日（火）  
開会 午後2時00分 閉会 午後3時23分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子  
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 松 本 貞 雄  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 清 水 達 美  
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇  
教 育 部 主 幹（教育企画課） 名古屋 勇  
学 務 課 長 近 藤 直  
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典  
統 括 指 導 主 事 三 田 大 樹  
指 導 主 事 長 峯 貴 弘  
指 導 主 事 田 邨 佳 宏  
教 育 支 援 課 長 田 中 彰  
社 会 教 育 課 長 吉 田 泰 一  
公 民 館 長 福 所 良 幸  
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 7 傍聴人 1人

## 令和4年西東京市教育委員会第4回定例会議事日程

日 時 令和4年4月26日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 議案第9号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 4 議案第10号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について
- 第 5 議案第11号 西東京市公立学校の副校長の人事の内申についての専決処分について
- 第 6 議案第12号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 7 議案第13号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 8 議案第14号 令和4年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について
- 第 9 議案第15号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 10 報告事項
  - (1) 令和4年西東京市議会第1回定例会報告（教育関係）
  - (2) 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（令和4年度～令和6年度）
  - (3) 児童生徒数・学級数の状況について
  - (4) 学校医等の解嘱及び委嘱について
  - (5) 下野谷遺跡の追加指定（告示）について
  - (6) 教育財産の取得について（報告）
  - (7) 令和4年度西東京市公民館事業計画
  - (8) 令和4年度西東京市図書館事業計画
- 第 11 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和4年第4回定例会  
(4月26日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和4年西東京市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、教育長が定めることとされており、委員の議席は、ただいま御着席の席を議席として指定いたします。

---

○木村教育長 日程第2 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第5 議案第11号 西東京市公立学校の副校長の人事の内申についての専決処分について、日程第9 議案第15号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第11 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第9号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○松本教育部長 議案第9号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和4年3月31日付及び令和4年4月1日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、2枚目の専決処分書を御覧ください。教育委員会事務局職員及び教育委員会職員の異動に関するものでございます。

異動の内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、令和4年3月31日付人事異動でありますが、飯島伸一教育部長をはじめ8人が市長部局へ出向し、退職となっております。また、統括指導主事の荒木忍が東京都教育委員会からの派遣を解かれております。

続きまして、4月1日付の人事異動でございます。

まちづくり部長の松本貞雄が教育部長に、市民部副参与兼市民課長の田中彰が副参与兼教育支援課長に、健康福祉部生活福祉課長の福所良幸が公民館長に異動となるほか、教育企画課長の掛谷崇が副参与兼教育企画課長に、企画部企画政策課長補佐（企画政策担当）の近藤直が学務課長に、総務部総務課長補佐兼田無庁舎管理係長の吉田泰一が社会教育課長に昇任いたしております。また、新たに統括指導主事として三田大樹が東京都教育委員会から派遣されております。また、係長から副主幹への昇任、主任から主査等への昇任、主任への昇任など、合わせて5名が昇任をいたしております。そのほか、再任用を含め14人が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置をいたしたところでございます。一方、副参与兼公民館長の高田敦子をはじめ10人が市長部局へ出向となっております。

以上、職員の人事についての説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第9号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○木村教育長 日程第4 議案第10号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山縣教育指導課長 議案第10号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、の提案理由等を説明申し上げます。

本議案については、令和4年4月1日付の西東京市公立学校の教員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により、令和4年3月31日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。西東京市公立学校の教員の異動に関するものでございます。

異動の内容につきましては、表の部分を御覧ください。

まず、転出でございますが、表にありますとおり、小学校が66名、中学校が28名の計94名の教員が西東京市から他地区へ、また西東京市内での異動となりました。

続きまして、転入でございますが、新規採用教員を含め、小学校が94名、中学校が45名の139名の教員が他地区から西東京市へ、また西東京市内での異動となり、配置をいたしたところでございます。このうち教員公募での転入は、小学校7名、中学校4名の11名でございます。

以上でございます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第10号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○木村教育長 日程第6 議案第12号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○近藤学務課長 議案第12号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

給食主任の代表委員の異動に伴いまして、学校給食運営審議会委員の解任及び任命につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的な余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定に基づき、令和4年3月31日付にて専決処分をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書をつけてございます。

西東京市立学校給食運営審議会委員は、現在、委員16名をもって構成し、現委員の任期は、令和3年9月1日から令和5年8月31日までとなっております。このたび、給食主任代表の委員につきまして、令和4年4月1日付人事異動等に伴い、田無小学校給食主任の石井静香委員及び保谷中学校給食主任の菊池美津子委員を令和4年3月31日付にて解任し、令和4年4月1日付にて、田無小学校給食主任の浅川瑠海委員及び保谷中学校給食主任の高橋誠子委員を任命するものでございます。

両委員の任期は、いずれも前委員の残り期間となり、令和5年8月31日までとなっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第12号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○木村教育長 日程第7 議案第13号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷教育企画課長 議案第13号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をさせていただきましたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、資料を1枚おめくりいただきまして、専決処分書、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についてを御覧ください。

3月末の人事異動により、やむを得ず当該学校から離任する必要が生じた職員と、また新たに着任した職員について、それぞれ解任と任命を行っているものでございます。

委員の氏名及び区分は記載のとおりでございます。任期は、他の委員と変わらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第13号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○木村教育長 日程第8 議案第14号 令和4年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○三田統括指導主事 議案第14号 令和4年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、提案理由を説明申し上げます。

これは、令和5年度の西東京市立小・中学校特別支援学級の教科用図書について、採択方針を決定する必要があることから提案するものでございます。

詳細について御説明します。

教科用図書の採択につきましては、法令、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項により原則4年ごとに行われ、採択された教科用図書は翌年度から4年間使用することとされております。特別支援学級の教科用図書は、学校教育法附則第9条により、検定外の図書を採択するため、毎年度の採択が必要となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定により、本年度に採択する教科用図書は特別支援学級の教科用図書でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第14号 令和4年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第10 報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

(1) 令和4年西東京市議会第1回定例会報告(教育関係)、説明をお願いいたします。

○松本教育部長 令和4年西東京市議会第1回定例会に関しまして報告いたします。

令和4年市議会第1回定例会は、2月25日から3月28日まで開催されました。

初めに、条例等付議案件につきましては、西東京市教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについてが同意されました。

次に、請願・陳情関係につきましては、今回、教育関係はございませんでした。

代表・一般質問は、2月28日から3月3日までの4日間行われました。教育関係では、5会派20名の議員から質問いただいております。

主な内容でございますが、資料の裏面を御覧ください。今回の定例会では、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動について、図書カードの贈呈について、学校環境の整備について、学校に登校しない、できない児童・生徒への対応について、中央図書館・田無公民館の耐震補強等改修工事についてなどの質問をいただいております。

その他の詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画(令和4年度～令和6年度)、の説明をお願いいたします。

○名古屋教育部主幹 私からは、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画(令和4年度～令和6年度)、につきまして御報告いたします。

本計画につきましては、西東京市立学校施設について、計画的に老朽化対策を進めていくために、市長部局とともに検討を行い、西東京市総合計画、西東京市教育計画、西東京市公共施設等総合管理計画、公共施設等マネジメント実行計画と整合性を持った計画としております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

1ページには、計画策定の背景と計画策定の必要性をお示ししております。学校施設の環境整備につきましては、適切な老朽化対策が求められており、老朽化対策を進めるに当たりまして、学校施設の適正配置、学習指導要領や特別支援教育などの学習環境の変化に応じた適切な施設規模・整備内容に関わる検討が必要であり、加えて、教育環境の質的向上と安全・安心な教育環境の整備を図りつつ、地域や時代のニーズに即した視点も求められております。厳しい財政状況下において老朽化対策を進めるに当たり、これらの諸問題を整備内容に反映しつつ、計画を策定し、進行管理することが必要となっております。

恐れ入りますけれども、2ページを御覧ください。

4の計画の期間についてでございます。計画につきましては、令和4年度から令和6年度までの3か年としております。

5につきましては、学校施設の建替・長寿命化及び大規模改造等に係る基本的な考え方についてお示しをしております。

4ページを御覧ください。

6につきましては、建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画表でございます。小中学校の3か年の計画をお示ししております。

私からは以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3) 児童生徒数・学級数の状況について、説明をお願いいたします。

○近藤学務課長 私からは、令和4年4月7日現在の児童生徒数・学級数について報告させていただきます。

初めに、小学校の状況でございます。資料1ページ目を御覧ください。

A（通常学級）の表を御覧ください。表右下の合計欄、児童数の合計は9,841名、学級数は316学級でございます。昨年4月と比較いたしますと、児童数で95名の増、学級数は10学級の増となっております。

次に、B（特別支援学級）の表を御覧ください。田無小学校、中原小学校、東小学校、柳沢小学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。表右側の児童数・学級数欄を御覧ください。表中段、知的障害学級の児童数の合計は155名、学級数は21学級、自閉症・情緒障害学級の児童数は56名、学級数は9学級でございます。一番右の欄の増減の欄でございますが、児童数、学級数ともに増となっております。

恐れ入ります、裏面、2ページをお願いいたします。こちらは小学校の特別支援教室の入室者数でございます。

特別支援教室につきましては、全ての小中学校に設置され、主に学習上の困難の背景に焦点を当て個別指導を行うL教室と、拠点校に設置され、主に社会性やコミュニケーション能力を養うことを目的に小集団指導を行うS教室があり、入級委員会の審議結果によって、L教室、S教室の入室が決定されております。

表右下の合計欄をお願いいたします。令和4年4月7日現在の入室決定者数は、L教室が小学校で67名、S教室が272名、合計で339名となっております。

次に、3ページ目を御覧ください。中学校となります。

初めに、A（通常学級）の表を御覧ください。表右下の合計欄、生徒数の合計は4,067名、学級数は119学級でございます。昨年4月と比較いたしますと、合計で15名、2学級の増となっております。

次に、B（特別支援学級）の表を御覧ください。田無第一中学校、保谷中学校、ひばりが丘中学校、青嵐中学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。表の右側の生徒数・学級数欄を御覧ください。表中段、知的障害学級の生徒数の合計は105名、学級数は15学級、自閉症・情緒障害学級の生徒数は22名、学級数は5学級でございます。一番右の欄の増減の欄でございますが、移転後のひばりが丘中学校に特別支援学級が新たに開設されたことから、ひばりが丘中学校は生徒数、学級数とも純増となっております。また、全体を通して、昨年4月と比較いたしまして、生徒数で10名、学級数で3学級の増となっております。

恐れ入ります、裏面、4ページをお願いいたします。中学校特別支援教室の入室者数でございます。

表右下の欄、合計欄を御覧ください。令和4年度の入室者数は、L教室が71名、S教室が41名、合計で112名となり、特別支援教室を本格実施した昨年4月と比較いたしまして29名の増加となっております。

児童生徒数・学校級数の状況について、の報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(4) 学校医等の解嘱及び委嘱について、説明をお願いいたします。

○近藤学務課長 それでは、学校医等の解嘱及び委嘱について、報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

本件につきましては、学校保健安全法第23条に基づきまして、西東京市医師会等の推薦により学校医を委嘱するものでございます。

学校医の配置でございますが、学校医のうち内科、眼科、耳鼻科につきましては各校1名、学校歯科医、学校薬剤師につきましても各校1名の配置となっております。

現在の委嘱期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2か年となっておりますが、西東京市歯科医師会内部の規程により6年間の任期が終了したことに伴い、東小学校及び田無第三中学校の歯科医につきまして、令和4年3月31日付で解嘱し、改めて歯科医師会より推薦をいただいたお二方につきまして、令和4年4月1日から令和5年3月31日を任期として委嘱させていただいたものでございます。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上、報告事項(1)から(4)の説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 それでは、質問になりますけれども、定例会報告の中で、13ページの16、香害というんですか、香りの害ということで記述がございまして、この中で、いわゆる化粧品等で、強い香りで健康被害ということも書いてあります。アレルギーだと薬品かなと思ったりはしたんですけれども、健康被害とか、それから給食のお話もありますけれども、この香りとかにおいて、デリケートな問題も含まれているような気がしますので、この辺の問題の所在と、具体的に今どういう取り組みをされようとしているのか、まだはっきりしない部分はあるかもしれませんが、現状でよろしいですから教えていただければと思います。

○近藤学務課長 学校給食等におきましては、養護部会、栄養士会等を通じまして、こういった化学物質に反応するといった香害といった問題につきまして保護者への周知等を行いまして、また、給食用の白衣等、家庭で洗濯していただく際につきましては、そういった香害に悩んでいる方がいらっしゃるという事実を知っていただいた上で、香りの強い柔軟剤等の使用をお控えいただくよう周知をさせていただいているところでございます。

私からは以上です。

○米森教育長職務代理者 その具体的な中身ですけれども、薬剤だとアレルギーとかがあるかもしれませんが、芳香剤が問題だということでしょうか。こういったものは使うなとか、使っているものは使用しないようにとか、そこまでは踏み込んだ対応はまだないんですよね。

○近藤学務課長 現在のところ、使用しないでくださいといったお願いまではできていない状

況でございます。

○木村教育長 よろしいですか。

○米森教育長職務代理者 はい。

○後藤委員 児童生徒数・学級数の状況で、すみません、ちょっと私の見方がよくないのかもしれないませんが、3ページの中学校、Aの通常学級の増減のところなんですけれども、この合計の生徒数と学級数は、これの数字はどうやって見るのかちょっと教えていただけますか。

○近藤学務課長 B欄の特別支援学級のところの一番右の増減のところよろしいでしょうか。

○後藤委員 はい。

○近藤学務課長 かしこまりました。

まず、こちらの増減、中段の太枠で入っている、具体的に数字で申し上げますと、生徒数12、学級数2という数字があるかと思えます。こちらにつきましては、令和3年4月時点の知的障害生徒の合計が93名、学級数が13学級でございましたので、今年度の生徒数、学級数の合計欄、知的障害生徒でいきますと105名と15学級。こちらとの差が増減で、令和3年4月時点と比較いたしまして、令和4年4月時点で生徒数で12名、それから学級数で2学級ふえているといった表になってございます。生徒数でいきますと、令和3年4月が93名、令和4年4月が105名となっておりまして、12名ふえているという増減の表になってございますが、今の説明でおわかりになりますでしょうか。

○木村教育長 よろしいですか。

○後藤委員 はい。以上です。

○服部委員 どうしても2ページ目の小学生の特別支援児童数の合計が、339という数字が、やはり増加傾向にあるというのが大変気になります。

それで、そのことに関して、まず一つ、想定内の数字だったのでしょうかということと、あと、こういった傾向が近年続いている中で、一つは、どこでしたっけ、ルピナスの施設、何ていうんでしたっけ。あ、ひいらぎ。ひいらぎさんは今度対象が変わるというか、組織が変わったり、そういったことで、もう少し乳幼児の状況が、何年後かには小学校というようなことが考えられるので、そういったことの連携とか情報交換とか、難しいことかとは思いますが、何かそういう。要は、入ってきた子により環境を用意できるかということが人員の確保とかいろんな面であると思うので、そういうことに関してはどういふようになっておられるのか教えていただけますか。

○近藤学務課長 特別支援教室等を含めた、小学校、中学校における特別な支援を必要とされるお子さんの増加の傾向でございますが、今後、少子・高齢化により将来的には児童数、生徒数ともに減少傾向が見られるものの、現状としては減少の傾向にはない状況でございます。

その中で、特別な支援を要するお子さんにつきましては、東京都等の推計等におきましても全体的に増加傾向であるというふうにご報告でございます。西東京市におきましても、特別支援学級、また特別支援教室において、入室、入級されるお子さんは増加傾向にあると分析してございます。

○山縣教育指導課長 指導面の中での説明をさせていただきたいと思えます。

今、東京都、西東京市でも、特別支援教育の充実ということでいきますと、簡単に申し上げ

げれば、一人ひとりのニーズに応じた教育をしっかりと、子どもたちに、取りこぼさずにやっていくという視点におきましては、これから子どものこういった実態を踏まえると、増加傾向にあっても特段何か問題があるというわけではないと捉えています。

一層の個に応じた指導の充実を図るために、特別支援学級や特別支援教室の教員が指導力を上げていくだけではなく、通常の学級の教員もしっかり特別支援の視点で指導力を高めていくことがとても重要だと考えております。教育指導課の中でもそういった視点での研修の充実を図っていくとともに、適時に学校訪問を行って、学校への指導・助言を積極的に行っていくこととしております。

また、制度的なことからいきますと、西東京市では、今般、退級した子どもをさらにフォローしていくために、東京都では発達障害教育支援員という名前ではあるものの、本市ではそれを兼ね合わせて学校生活支援員——既存のものですね。既存のものを充実させて、特別支援教室を退級してきた子どもを在籍学級でしっかりフォローできる体制、これを今年度から実施していくこととしております。

いずれにいたしましても、さまざまな特性を持った子どもたちが通常学級でも特別支援学級でも特別支援教室でも生き生きと過ごせるようにしていくということで、今、調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○木村教育長 服部委員、よろしいですか。

○服部委員 ありがとうございます。すごく手厚くしていただいていると本当に思っていて、御努力はわかります。ただ、私は本当に乳幼児と接する機会が多いものですから、すごく親御さんになかなかそういった自覚を持っていただきにくいゆえに、そのことを。受けられる支援に親御さんの同意が必要で、例えば幼稚園から小学校に上がる時の情報提供のシートも、親御さんの確認と同意がないと情報が行かないという。それで、それが来てようやくそれに合わせた体制を当然学校はつくると思うので、何かそういう意味ではもう少しやわらかい部分での連携というか、そういったことが必要な気がするんですね、状況を見ておりましたら。

○山縣教育指導課長 今、幼保からの連携というところからいきますと、小学校も就学前の子どもたちの様子などを、幼稚園や保育園を訪問して子どもたちの実態をつかんだり、また、スタートカリキュラム、今まで保育園や幼稚園で積み重ねてきたものを小学校でゼロベースに戻すのではなくて、保育園や幼稚園で積み重ねてきたものを引き続き小学校でも受け継いで質的にも高めていくということ、上向台小学校の先行研究を生かして進めているところです。

そういった意味においては、教育指導課でも就学支援シートを作成し、これは任意ではございますが、保護者が小学校に伝えたいことを記入してもらい、教育指導課を通してまた学校にも提供しています。数については年々増加傾向にございますので、そのあたりの保護者に安心感を与えるような周知であったりアナウンスであったりということをこれからも続けてやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○山田委員 特別支援学級や特別支援教室が充実しているというのは非常にいいことだと僕自身は思うんですけども、一方で、インクルーシブ教育というものの重要性が言われていると思うんですね。そうした場合、例えば親御さんは、うちの子は普通の通常学級でずっといきたいんだと主張されたような場合、西東京市の教育委員会、あるいは学校等はどういう方針で臨んでいただけるのか、参考までにお聞かせいただけますでしょうか。

○山縣教育指導課長 西東京市の方針も当然なんですけれども、私も学校現場にいまして、そういう場面もありました。最終的には保護者の御判断がとても大切かと思っております。ただ、その判断をする上でのプロセスにどうさまざまな関係部局や、あるいは学校等が関わっていくかということが、重要であると考えております。そういった中で、お子さんの状況を適時にお伝えをさせていただいたり、あるいは、学校のお子さんの状況をいつでも、どこでも見ていただけるようなフリーな環境をつくったりすることも大切であると考えています。保護者の方が判断ができるような助言であったり環境であったりということを常につくりながら、子どもたちの本当に安心して学べる環境をどうつくっていくかということについては、保護者と連携を図りながら丁寧に進めているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 いや、丁寧な対応、非常にいいと思うんですけども、例えばかたくなに御両親がうちの子はもう通常学級でさせたいと主張されるときに、幾ら説得しても変わらない。そういった場合には、そういうインクルーシブな形での受け入れというのが物理的にも可能でなきゃいけないと思うんですね。そこがどうなっているかというのはどうなんでしょうね。

だから、やっぱり学校側の都合や教育委員会側の都合で、体制ができていないからこちらでというふうになってしまうと、非常に将来的にもよくはないと思うんですね。だから、一方でそういうインクルーシブな教育の重要性を言うのであれば、どうしてもそうしたいんだという方が出たときに、その希望に添えるような体制ができていないといけないと私は思うんですけども、そういう意味では西東京市は対応は可能なかどうかと。

○清水特命担当部長 今、山田委員がおっしゃったように、対応が可能かどうかとなりますと、施設面の関係とかにも大きく左右されますので、対応できる部分に関しては、今までも学校訪問で御覧になっていただいているかもしれませんが、階段を車いすでそのまま上れるような設備をリースで持っていたり、あと、施設そのものも、今はバリアフリーの形で全て整えるということは当然のこととしてやっております。ただ、その方の状況によっては、なかなか今の市立学校の中では受け入れが難しい、その方の成長にとってうまく適応できないという場合がありますので、その場合は先ほど教育指導課長が申し上げたとおり、保護者の方ともよくお話をしながら、この子にとってどういう体制がいいのか、どこの学校に行って成長を促したほうがいいのかということと時間をかけてやっていくというのが現状という形になっております。

○山田委員 あ、そこまでしかできないという理解ですかね。

○清水特命担当部長 東京都の制度という中で市のほうもやっているというところもあります

ので、その中で市のできる部分は予算措置も含め全て今やっているというところにはなっておりません。

○山田委員 先日の何か記録、ドキュメンタリーか何かで、医療的ケアの必要なお子さんが結局親御さんなしで修学旅行に、先生たちと子どもたちの協力のもと修学旅行へ行っちゃったという話まであるんですね。だから、そういうことの教育効果というのは、ものすごく周囲に及ぼす影響というのは大きいと思うので、最初から無理だからといって親を説得するという方向性ではなくて、もっと建設的にね。その本人のことは考える必要があると思うんですけれども、本当にどちらがいいのかというのを親身に支えられる西東京市であってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○木村教育長 では、私が述べます。

今、市内の学校にもかなり通常学級で厳しいというお子さんもいるんですけれども、今のところ、いろんな形で対応していると。ですから、保護者の方がどうしてもという場合に、絶対無理ですと言って拒否する、一方的に拒否するということはやっておりますが、やっぱり障害の様子なども、程度もあると思いますが、基本的には、これからの教育の流れとしては、インクルーシブ教育の流れになっていくのはもう当然だと思いますので、そのあたりは学務課、それから教育指導課、連携しながら、保護者や子どもの気持ちに寄り添いながらやっていきたいということと、もう一つは、私、言い過ぎかもしれませんが、西東京市は就学支援委員会というのを、ちょっとほかの市と比較するのはできませんけれども、極めて丁寧に行っておりまして、年間5回以上ですかね、対象となるお子さんと保護者を呼んで、お医者さんもついて、それから校長先生方もつきながら、面接をしながら丁寧に行っておりますので、そういう点では、是非これからも今の方針というか体制というかを続けていきたいということで、山田委員のおっしゃること、ごもっともでございますので、それを受けながら努力していきたいというふうに思っております。

○後藤委員 すみません。この建替・長寿命化の関係なんですけれども、これ、意見といたしまししょうか、要望といたしまししょうか、あれなんですけれども、教室の大きさですね。学級定員とか、さまざまなことが今後出てくる、関係してくるんですけれども、今回、新型コロナのことも踏まえまして、やっぱり教室の大きさ、もう一回りぐらい大きくてもいいんじゃないかというようなこともいろいろ言われていまして、そのあたり是非研究していただいて、子どもたちの本当に学びの環境として教室、今の大きさが本当にいいのかどうかということも是非研究していただければと思います。

以上です。

○名古屋教育部主幹 今、個別施設計画ということで、学校の建てかえなども含めまして、建物の大きさや今言われた教室の大きさなど、どれぐらいにしたらいいか検討しております。

以上でございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、(5) 下野谷遺跡の追加指定(告示)について、説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長 私からは、下野谷遺跡の追加指定につきまして説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年6月の教育委員会定例会において可決をいただき、その後、

東京都教育委員会を經由して文化庁に意見具申を提出した案件でございます。このたび、令和4年3月15日の官報告示において史跡として指定されましたので、御報告申し上げます。

大変恐れ入りますが、1枚おめくりいただければと思います。2枚目の資料でございます。本市に係る告示の抜粋を掲載してございます。

説明は以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(6)教育財産の取得について(報告)、説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長 続きまして、教育財産の取得につきまして説明申し上げます。

本件につきましては、下野谷遺跡にトイレ棟が完成したことに伴いまして、教育財産取得の御報告でございます。

名称につきましては下野谷遺跡トイレ棟、用途としましては教育文化施設、所在としましては西東京市東伏見六丁目地内、延べ面積としまして52.99平米、構造につきましては木造の地上1階建てとなります。なお、取得日につきましては令和4年3月31日でございます。

こちらは大変恐れ入りますが、1枚おめくりいただければと思います。2枚目の資料は、西東京市公有財産管理規則第8条に基づきまして、市長部局へ通知したものでございます。

私からの説明は以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(7)令和4年度西東京市公民館事業計画、説明をお願いいたします。

○福所公民館長 私からは、令和4年度西東京市公民館事業計画、について御報告申し上げます。市内6館についての事業計画でございます。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。

本事業計画につきましては、公民館運営審議会答申、また上位計画である西東京市第2次総合計画・後期基本計画、そして西東京市教育計画、また地域福祉計画や子育て・子育てワイワイプランなど関連計画において、公民館に求められる役割などについて、基本理念、基本目標、基本方針を示したものでございます。

まず、基本理念でございます。大きく変わることはなく、公民館は、市民の学ぶ権利と学習の自由を保障する教育機関であることを基本理念とし、基本目標としましては、「共生社会の実現に向けて、地域の中へ踏み出す公民館」と目標を定めております。

2ページ目でございます。その目標を達成するために、基本方針として四つ定めてございます。一つ目が「開かれた公民館」、二つ目が「問いかける公民館」、三つ目が「地域とともに」、四つ目が「地域の中につながりを」、この四つの基本方針を掲げております。それぞれの取り組み事業といたしましては、2ページから4ページを後ほど御覧いただければと思います。

5ページ目でございます。基本目標「共生社会の実現に向けて、地域の中へ踏み出す公民館」、これを実現するための基本方針四つを重ね合わせたフロー図でございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。主催事業、「つどう・まなぶ・つながる」ということで、今年度特に力を入れているものの中で、一番下の欄になります、まちなか先生でございます。公民館といたしましては、公民館や地域で活動する団体・個人に講師を依頼し、

企画してまいります。令和4年度につきましては、防災講座、平和講座の2講座でまちなか先生として学校との連携を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、7ページでございます。令和4年度、6館のそれぞれの主催事業計画でございます。対象やテーマなどを定めたそれぞれの公民館の事業計画でございます。

8ページ目以降14ページは、それぞれの館の事業計画でございます。

10ページ、田無公民館でございます。耐震工事が終了いたしましたので、令和4年4月1日からリニューアルオープンとしてまた事業が始まりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、私からは以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(8) 令和4年度西東京市図書館事業計画、説明をお願いいたします。

○徳山図書館長 私からは、令和4年度の西東京市図書館事業計画について説明いたします。

まず、1、基本理念といたします。西東京市図書館計画というものが5か年計画でございます。こちらのほうに掲げている基本理念をこちらに明記してございます。

2、主要事業となりますが、こちらは令和4年度に特に力を入れる項目となっております。

一つ目、レファレンスサービスのデータベース強化と推進。こちらは、有料データベースのほうは駅4館で現在サービスを行っておりますが、今回、中央図書館の再開に当たりまして、有料データベース及び国立国会図書館デジタルコレクションなど調べ物の専用席を設け、レファレンスの強化を図りたいと考えてございます。

(2) 次期図書館計画策定に向けて調査等の実施。こちらにつきましては、現在の図書館計画が、令和5年度までとなっておりますので、来年度、次期図書館計画の策定を行います。このことから、今年度の後半で図書館の利用者様へのアンケートの実施などを行いたいと考えてございます。

3、実施事業でございます。こちらは、図書館計画に六つの基本方針を明記してございます。それに基づいた具体的な取り組みを推進いたします。

まず、基本方針1、「資料の収集と保存の充実」ということで、こちらは図書館の根幹となるものを明記してございます。内容といたしましては、昨年と同様の収集・保存の継続、また入れかえのほうを考えてございます。昨年度は中央図書館が休館してございましたので、中央図書館にあった資料をほかの館に移しました。今回、また再開という形で戻したものと、また、その館に新たに保存という形で、資料の収集のほうを整理したいと考えてございます。

次に、基本方針2、「すべての市民に活用されるために」でございます。こちらは、①、②、③はハンディキャップサービス、④、⑤は多文化共生の多文化サービス、⑥につきましては、成人、児童、レファレンス、地域・行政など全サービスを対象としております。⑦がオンラインデータベースの利用環境の充実及びその広報に取り組みますということで、2に挙げました主要事業のレファレンスサービスの強化について実施するものでございます。

次に、基本方針3、「西東京市の文化・歴史を次世代に継承する」。こちらにつきましては地域・行政資料室についてになります。こちら、中央図書館のほうがリニューアルオープンいたしまして、2階にございます地域・行政資料室もレイアウト変更を行いました。その

中で、今回は地図資料を中心に見やすく利用者の方が探しやすい環境、また閲覧できる環境のほうを整備いたしたいと考えてございます。

次に、基本方針4、「未来を担う子どもの読書活動の支援」。こちらは児童サービス、YAサービスが主なものになってございます。こちらの項目、①から⑧までたくさんございますが、前半のほうは乳幼児、中段のほうは小学生、中学生の対象という形で考えてございます。その中でも、今年度力を入れたいものは、⑦小学生向けの冊子「で・あ・い」と中学生向けの冊子「道しるべ」を新たな内容で発行いたします。また、⑧のYA世代に向けて、調べ物の案内ということで、パスファインダーのほうの作成を検討してまいります。

基本方針5、「地域、行政と連携した図書館サービスの向上」。こちらにつきましては、図書館だけではなく、関係部署や武蔵野大学等との連携を図りながらサービスの向上を目指すものでございます。特に今年度力を入れたいものは、③のまちなか先生でございます。

最後に、基本方針6、「効率的・効果的な運営体制の構築」でございます。こちらは、図書館の職員全てにおいて、積極的な研修を行うとともに、これからの図書館について考えるという内容のものを入れてございます。先ほどお話ししたように、③次期図書館計画策定に向けての利用者アンケートのほうを実施したいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、事業の説明とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上、報告事項（5）から（8）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 4月1日から中央図書館と田無公民館が再開されて、私たちも中を見させていただいたんですけども、利用状況というか、どんな感じかなというのを教えてもらえたらと思います。

○福所公民館長 田無公民館につきましては、ロビーがまず大きく改修されました。事務室を奥に移動したことにより大きなスペースを確保し、フリースペースと学習コーナーという形で設けさせていただいております。今まで公民館にお越しただけななかった方にも足を運んでいただいて、かなり盛況かなというような状況でございます。

学習スペースにつきましては、現在、Wi-Fi環境が既に整いましたので、5月から運用を開始したいとは考えております。

私からは、簡単ですが、以上でございます。

○徳山図書館長 図書館ですが、去年はイングビルのほうで臨時窓口を開設をいたしました。その前はコロナの影響で休館という時期がちょうど4月にございましたので、ちょっと数字の比較のほうがその前の年となりますが、大体9割方の利用者の方が戻ってきて御利用されております。

昨年1年間の休館は、本がなかったということもございまして、御高齢の方とか親子連れの方が本を選んで、その場で少し会話をしながら本を借りていくということがなかったので、近くの芝久保図書館と柳沢図書館のほうに多少利用者の方は流れたんですけども、逆に、4月になりましたところ、芝久保や柳沢図書館の利用者の方が中央図書館のほうに戻ってきているという状態で、やはりこの地域に図書館は必要だということを、改めて感じられることになりました。

以上となります。

○今井委員 ありがとうございます。とてもすてきな状態になって再開されたので、利用する方がもっとふえていくといいなというふうに思っています。ありがとうございます。

○服部委員 公民館なんですが、公民館でさまざまな団体が専門的にさまざまな学習活動をしておられて、そこと学校がオンラインで結ばれるような可能性というのは、どこかの公民館でだったら可能だったりするのでしょうか。出前で出張でというのも一つの方法ですが、コロナでもありますし、学校で子どもたちはタブレットを持っているわけですから、教室で何かそういう専門的な団体の方の話を聞くという可能性はあるのでしょうか。

○福所公民館長 公民館と学校とのつながりでございます。まず、まちなか先生でかなり学校との距離が縮まったのかなという認識がございます。

例えば防災講座ですと、地域のハザードマップで、本当にその地域に根差した活動、自分の地域の防災への興味というか、そういったものが小学校、中学校で学べたんじゃないのかなと思います。その中で、公民館にも興味を持っていただいて、公民館で開いている防災講座や夏休みにお子様を対象にした講座もありますので、そういったところで、逆に公民館にも戻ってきていただくというか、利用していただければよいのかなと思います。

例えば芝久保公民館ですと、地域に公共施設があまりないので、お子様が結構ロビーで子どもたち同士でちょっと集ったり、そういった姿もよく見かけますので、そういったところでも公民館とのつながりができればと考えております。

すみません、簡単ですが、私から以上となります。

○木村教育長 服部委員、よろしいですか。Wi-Fiの関係で。

○掛谷教育企画課長 そういった形で、連携自体は取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

方法につきましては、やはりそういういろんな可能性があるというふうに考えてございます。昨年度、私どものほうではオンラインの授業等も実施してございますので、そういった中で、コロナの状況の中でこういった形のもが一番ふさわしいのか。基本的にはやっぱり対面でお話というふうにはさせていただきたいとは思いますが、状況によりましては、そういったツールも活用させていただきながら連携を進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○服部委員 コミュニティ・スクールを広げていく、学校協働活動を全校でと考えたときに、学校側に市民が集まるスペースみたいなのがやっぱりなかなかとれなかったりということもあり得るので、そういう意味では、公民館がないところは仕方ないんですけども、公民館とそういう空間的な、物理的な連携もしなきゃできないというか、できるのかなというふうに考えたりしていますので、また御検討いただけたらと思います。

○木村教育長 ちょっと参考までに。公民館ではないんですけども、郷土資料室、ありますよね。そこで、あそこにいる職員と、それから社会教育課の文化財の職員が教室とつなげて、郷土資料室にはいろんな資料がありますので、それらをその職員が、教員も一緒に教室の子どもたちとつなげた授業をやったという事例があります。これは社会教育課の関わりなんで

すけれども、そういうイメージでは、公民館の中でももしかすると今後できるのではないかなということは考えられますが、是非学校と公民館や図書館などがそういう形でつながっていくというのは非常に必要だと思いますので、検討していきたいと思いますので。

○服部委員 よいお話が聞けて、ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これをもって報告事項は終わりにさせていただきたいと思います。

---

○木村教育長 日程第11 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○今井委員 コロナ禍で言うと3年目の新学期がスタートして、保護者会とか、あとはちょっとしたイベントというんですかね——というのでも幾つかあったりして、この2年間よりもはっきりと何か、前に進んだという言い方が正しいかわからないんですけれども、あ、今年は何かちょっと違うなというふうにとっても感じました。

あと、学習タブレットなんですけれども、利用手引の動画が、山縣課長のユーチューブの配信があって、あれが保護者会で流れたり、あとは、学校の一斉メールでURLを送ってもらって「見てください」というふうに、私も見させてもらったんですけれども、何か今年はタブレットを学校に置く機会をふやすことを考えているということで、置いておくのはいいんだけど、急遽オンライン授業とかになったときにどうするのかなとか、課題はあるというふうに聞いたんですけれども。紙の教材とかも、置き勉を認めてもらっているんですけれども、帰ってきたら、「あ、宿題、置いてきちゃった」とか、何かそういうこともあったりして、なかなか慣れないというか、まだいろんな課題というか、考えなきゃいけないようなことがあるんだなというふうに思いました。

でも、そうは言っても、まだGIGAスクールも2年目なので、そのときに合ったやり方というんですかね、柔軟に対応できるようになっていくといいなというふうに思うんですけれども、充電保管庫というのは小中全校にあるんですか。

○山縣教育指導課長 充電保管庫は各全ての学校に必要なだけ配備しております。

今までは、充電を御家庭にお願いをして、御家庭でもタブレットについてなれ親しんでいただくということも含めて取り組みを進めさせていただきました。

今年度は、やはりタブレットの持ち帰りで、発達段階によっては非常に荷物が重たくてなかなか苦心しているというようなお声も頂戴したところで、タブレットを家に持ち帰らないで学校に置いておいても構わないのであれば、充電保管庫もございますし、それで一定対応していこうという形で、校長会にもお示しをさせていただきました。このことによって、家に持って帰る荷物を減らしたり、子どもの過重な、健康状態を少し悪くするようなことがないように配慮したところでございます。また、教材につきましても精選して、子どもたちが真に必要なものをしっかり繰り返し使うということを含めて、学校にも助言をいたしました。

今、慣れないというお話がありましたけれども、大人側もなれないところがございますので、やはりトライ・アンド・エラーと常に挑戦し続けながら、西東京市の子どもたちの健やかな成長のために変革を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○今井委員 よろしくお願ひします。

○山田委員 特に教育委員会ということでもないかもしれないんですけども、今回のウクライナとロシアの戦争ですか、これに関連して、西東京市内にウクライナ、あるいはロシアを母国とする児童・生徒というのはいるんでしょうか。

○木村教育長 では、私から。人数の正確なところはわかりませんが、外国人住民としてはいらっしゃると思います。

○山田委員 そうだとすると、そういった生徒さんへの配慮。特にウクライナの側は被害者みたいなもので、皆さん同情してはくれるだろうけれども、逆に今度ロシア側の子たちに要らぬいじめだとか、そういう差別だとかが生じないような配慮も必要だと思いますし、また、そういう関係者がいるのであれば、今後もウクライナ等から逃れてくる人たちを受け入れなきゃならないかもしれない。そういうことも西東京市の教育現場として今後考えていく必要があるのかなと思いましたので、よろしく御対応を。

○山縣教育指導課長 これまでも、ウクライナやロシアの子どもたちだけでなく、外国人児童・生徒への人権尊重の配慮ということについては、毎年、東京都からも通知が来ておまして、各学校にも周知を図っています。これまでも委員の皆様方にもお伝えをさせていただいているように、人権教育、人権尊重の理念というのは東京都の最初の目標、また西東京市でも最初の目標になっているものでございますので、人も自分も大切にすることということを全校で推し進めています。それは国関係なく、また性別関係なく、それぞれの子どもたちの多様性を尊重してということについては今まさに問われているときかと思っておりますので、改めて、また5月にも校長会議がございますので、そこでも周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○木村教育長 多文化共生センターというのが西東京にあります、その中にロシア語を通じて——ウクライナ語というのはロシア語にかなり近いというふう聞いておりますので、そういう形での対応は可能だということは私も聞いたことがあります。子どもたちがいるかどうかは、ちょっとまだ詳細まではわかりませんが。

○山田委員 世界中でいろんな内戦とか、そういう紛争地域はあるんですけども、今回のような、言ってみれば一方的に本当に侵略戦争みたいなものというのはほとんど今の子どもたちが経験しているわけではないので、日本の子どもたちもテレビでニュースなんかを見るたびに非常にいろんなことを思っていると思うんですね。だから、当事者に対するサポートも重要ですけども、子どもたちがどういう影響を受けているか。ぼかしが入っていても遺体のごろごろしているようなニュース番組を見て、一体どういうふうなことになっているか。だから、そういった心のケア等もこれから重要になってくるんじゃないかなと思いますので、逆にこれを逆手にとって平和教育等に結びつけるということもできるかもしれませんけれども、現実にはいろいろ問題が多いなと思いますので、学校現場、大変でしょうけれども、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○木村教育長 はい、わかりました。

○服部委員 新聞で見たのかなと思うんですが、コロナ対応の、どこの自治体か忘れたんですが、学校対応に任せているというようなことの中で、例えば運動会の際のバトンを使わないとか、非接触のための行き過ぎた指導みたいな、そういうテーマだったかと思うんですが、西東京市では、何かコロナということで御覧になっていて、あ、ちょっとやり過ぎというのか、そこまでしなくてもみたいなことはあるのでしょうか。

○山縣教育指導課長 さまざまな取り組みについて、一律、西東京市で、例えば今バトンの例もありましたけれども、こうしなさいという指導はしていません。ただ、言えることは、感染防止対策を徹底するというを基本にしながら教育活動を進めるということ今年度は行っていますので、例えば部活動で言えば、ボールでパスをし合ったりという中で、必ずそれが終わったら手指消毒をするとか、そういった基本的動作をきちっとするというのもってして、各学校で3密を避ける取り組みであったり、あるいは、子どもというのは大体固まるので、それをうまく工夫しながらいろんな教育活動を進めるということについてやっておりますので、極端ないわゆる取り組みになっているような学校は今のところないと認識しているところでございます。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

---

○木村教育長 日程第5 議案第11号 西東京市公立学校の副校長の人事の内申についての専決処分について、日程第9 議案第15号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3 時 17 分 休憩

午後 3 時 23 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして令和4年西東京市教育委員会第4回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 3 時 23 分 閉会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員